令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名:諏訪中央病院組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	72.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	41.2 %
全職員	62.7 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方職員公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	81.7 %
本庁課長補佐相当職	76.3 %
本庁係長相当職	59.8 %

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	86.5 %
31~35年	101.7 %
26~30年	86.9 %
21~25年	94.2 %
16~20年	65.1 %
11~15年	76.1 %
6~10年	66.4 %
1~5年	63.5 %

【説明欄】

月途中からの休職者は出勤日数を用いて職員数を換算している。

「本庁部局長・次長相当職」に関して、女性職員が1名のため公表しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。